



平成15年度決算を承認

— 7月31日(土)に第93回通常組合会開催 —

第93回通常組合会は、去る7月31日(土)に札幌後楽園ホテルにおいて開催された。今回の議案は、理事会専決事項の承認、平成15年度決算の承認及び剰余金処分案の決定であり、これらは提案どおり議決された。

以下、通常組合会の概要についてお知らせする。

なお、平成15年度歳入歳出決算書、事業報告書の詳細については本誌9月1日：第1032号附録で公示(道医国保公示第299号)しているのご参照いただきたい。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き、「組合会議員定数64名中、現在は48名の出席があり、出席者は過半数に達しているので組合会は成立する。」と宣し、組合会が開会された。(最終出席者数 組合会議員52名)

最初に、飯塚弘志理事長から次のような挨拶が述べられた。

飯塚弘志理事長挨拶

『今日は、全道各地から先生方には週末何かとお忙しい中、そしてここ数日間、真夏日ということでお暑い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より組合会議員として組合の運営に格別のご支援、ご尽力を賜り、お陰様をもちまして15年度の組合事業も順調に終わることができました。改めて感謝申し上げます。

本日の組合会におきましては、すでにご案内のとおり、平成15年度の決算の承認と、剰余金処分案の決定をいただくことなどを主なる議題として上程いたしております。

さて、平成15年度の決算につきましては、議案のところで詳細にご説明申し上げますので、ここでは簡単にふれさせていただきますが、平成15年度の決算を見ますと、歳入の保険料は、14年度同様予算額に比べ若干の増収となりました。

また、歳出の保険給付費については、給付割合の引き下げもありますが、結果として当初予算計上額を下回りまして、別途積立金からの繰り入れを行うことなく、黒字の決算ということとなります。従って、15年度の剰余金は1億5千万円余、単年度収支で約1億円の黒字となりました。



飯塚弘志理事長挨拶

しかし、月々の保険給付額は、これは非常に大きな額でありまして、月額1千万単位で変動いたしますので予測は非常に難しいため、予算計上の際には過去の実績に頼らざる得ないということでもあります。因みに、今年4月の療養給付費については、月予算額を若干下回っております。

国の状況につきましては、今回、国庫補助のあり方を見直すための被保険者所得調査が実施され、先生方にもご協力をお願い申し上げましたが、その結果が来年の社会保障審議会医療保険部会に報告され審議される予定になっております。審議結果については、補助金の減額ということがでてくるのではないかと危惧いたすところであります。

また、この部会においては、現在、75歳以上の後期高齢者医療制度や65歳から74歳までの前期高齢者医療制度についての審議が漸く始まったところでありまして、その推移をきっちり注視して参りたいと思います。

今後とも厳しい医療環境の下、受診抑制による医療機関の収入減、そしてこれに伴う保険料収入

の落ち込みが当組合にとっても懸念されるところであります。医師国保組合が健全な保険者として今後とも存続していくためには、組合員各位の一層のご理解ご協力をお願いする次第であります。

本日お諮りする各議案につきましては、慎重審議の上ご承認を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。』



次いで、堀江議長から議事録署名議員として、次のとおり指名した。

函館市：辻 功議員、帯広市：吉田 征夫議員

この後、平成15年6月から平成16年5月までの1年間にご逝去された56名の組合員の方々のご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

報告事項に入り、本年4月から6月までの業務報告が赤倉昌巳常務理事からなされ、報告どおり承認された。

ここで議長は堀江議長から児島宏典副議長に交代した。

議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

- (1)「平成16年度自家診療特認地区の指定について」
- (2)「保険料の免除について」

赤倉昌巳常務理事から上記の2項目について提案理由の説明が行われ、理事会専決どおり承認可決された。

議案第2号 平成15年度歳入・歳出決算について

歳入総額	2,013,853,740円
歳出総額	1,859,708,080円



千秋亨常務理事決算提案説明

歳入・歳出差引残額 154,145,660円

千秋亨常務理事が詳細な説明をし、その後、井上勇監事から内部監査報告、岩本英男監事から公認会計士により実施された外部監査の監査報告が行われた。

審議の結果、理事者提案どおり承認可決された。

議案第3号 平成15年度歳計剰余金の処分について

歳入歳出差引剰余金	154,145,660円
準備積立金	0円
特別積立金	0円
別途積立金	104,145,660円
翌年度会計繰越金	50,000,000円

千秋常務理事が提案理由を説明し、上記の剰余金処分案が理事者提案どおり承認可決された。

以上で議案がすべて終了し、横田一郎副理事長から閉会の挨拶があり、第93回通常組合会は午後4時45分閉会となった。

お知らせ

インフルエンザワクチン接種に対する助成

＜接種の事前申し込み不要、接種後に助成金を請求＞

平成16年度から保健事業の一環として、インフルエンザワクチン接種に対する助成事業を実施することになりました。

対象者は、被保険者全員(組合員、家族及び従業員)とし、一人同一年度内1,000円を助成いたします。接種後に「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」により直接組合へご請求ください。用紙の請求は当組合へご連絡願います。

北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目

TEL011-271-7471 FAX011-241-6414

お知らせ

自家診療の給付制限について

北海道医師国民健康保険組合

当組合では発足以来、組規約により「自家診療」の給付制限を実施いたしており、「自家診療」に該当する医療については給付は行わないことになっております。

組合員の種別（第1種組合員は各都市医師会会員である医師、第2種組合員は札幌医科大学医師会会員である医師）によって「自家診療」の条件が異なり、第1種組合員につきましては、開設又は管理、及び所属する医療機関、第2種組合員につきましては、所属している札幌医科大学附属病院の診療科において、組合員ご自身又はご家族（当組合に加入している従業員を含む）の方が診療を受けられた場合、担当医がご自身以外であっても「自家診療」に該当いたします。

但し、緊急真にやむを得ないと理事会が認めたとき、及び地域的な条件による特認地区の指定を受けた場合は、給付を認めております。

「北海道医師国民健康保険組合・規約第15条」をご確認の上、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

北海道医師国民健康保険組規約

第3章 保険給付

(給付制限)

第15条 別表第1及び第1の2に掲げる医療については、これを自家診療として、法第36条に規定する療養の給付は行わない。ただし、やむを得ない場合は、別に定めるところにより給付を行うことができる。

別表第1（第15条関係）

第1種組合員の自家診療

医療担当者	医療を受ける者
組合の被保険者である医師	自己及びその世帯に属する被保険者
組合員が開設者又は管理者である施設の医師（組合員を含む。）	同左の施設の組合員及びその世帯に属する被保険者
法人が開設する施設の医師（組合員を含む。）	同左の法人の組合員及びその世帯に属する被保険者

別表第1の2（第15条関係）

第2種組合員の自家診療

医療担当者	医療を受ける者
組合員の所属する診療科（札幌医科大学附属病院の定める診療科をいう。）に従事する医師	同左の診療科に所属する組合員及びその世帯に属する被保険者